伊勢崎市告示第２２７号

公　示　送　達

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）の送達を受けるべき次の者の住所及び居所等が不明のため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の２第１項及び伊勢崎市市税条例（平成１７年伊勢崎市条例第７５号）第１８条の規定により公示送達します。また、法第２０条の２第２項の規定により伊勢崎市長（財政部収納課）が保管しておりますので受領してください。

なお、法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和８年１１月２日

伊勢崎市長　豈　　泰　雄

差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)	
氏名(名称)	高橋　弘樹

ネットワーク掲示